

Dプロニュース

ご連絡先:

〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail: info@d-produce.com

HP: <https://www.d-produce.com>

<https://d-produce-yokohama.com>



求人サイト等の運営に関するルールが整備されます

◆求人広告件数は回復傾向

公益社団法人全国求人情報協会の集計結果で、10 月の求人広告の職種分類別件数が全体で 922,904 件となり、前年同月比 +20.2%と増加しています。雇用形態別でも、正社員が同 +41.1%、アルバイト・パートが +11.8%、契約社員他が +19.1%と、求人が回復傾向を見せています。

◆ハローワークより求人サイト等経由で採用決定に至る求職者が多い

同協会が厚生労働省の研究会に提出した資料によれば、求人メディア（折込求人紙、フリーペーパー、求人情報 WEB サイト等）経由での採用決定が 37.6%、ハローワーク経由での採用決定が 12.0%と、雇用仲介事業者が労働市場における存在感を増しています。

◆ルール未整備の中、トラブルも

一方、こうした求人メディアの利用をめぐるトラブルも増えています。

例えば、広告等で示された条件と異なる内容が含まれていないかを求職者が確認する労働契約締結前の労働条件明示に関するトラブル、個人情報の取扱いをめぐるトラブル、ハローワークに求人を提出した企業が広告の無料掲載を持ちかけられ、無料期間終了後有料契約に自

動更新されて高額な掲載料を要求されたりするトラブルなどが確認されています。

事業者の中には苦情・相談体制が整っていないところもあり、安心して利用できる仕組みづくりが求められています。

◆来年の通常国会に職業安定法の改正案を提出予定

12 月 8 日、こうした状況を受けて労働政策審議会が厚生労働大臣に対し、ルールの整備に関する建議を行いました。厚生労働省では、この建議を踏まえて職業安定法の改正法案要綱を作成するとしており、来年の通常国会への法案提出が予定されています。

【公益社団法人全国求人情報協会「求人広告掲載件数等集計結果（2021 年 10 月分）」】

<https://www.zenkyukyo.or.jp/outline/research/>

【厚生労働省「第 15 回 労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19107.html

職場における労働衛生基準が変りました

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が令和 3 年 12 月 1 日に公布され、職場における一般的な労働衛生基

準が見直されました。この改正省令は一部の規定を除き、同日から施行することとされました。

社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応するもので、改正に伴って変更される点は以下のとおりです。

◆照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げ(※令和4年12月1日施行)

現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。事務作業における作業面の照度の作業区分は以下のよう
に2区分とし、基準も以下のように引き上げま
した。

- ・一般的な事務作業(300ルクス以上)
- ・付随的な事務作業(150ルクス以上)

個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとに JISZ 9110 などの基準を参照します。

◆便所の設備:新たに「独立個室型の便所」を法令で位置付け

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、「独立個室型の便所」(男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所)を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が以下のように示されました。なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。

- ・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。
- ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。

◆救急用具の内容:具体的な品目の規定を削除

作業場に備えるべき負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目の規定がなくなり、職場で

発生することが想定される労働災害等に応じて、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとしました。

【厚生労働省「職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

運転前後のアルコールチェックが義務化されます

一定台数以上の自動車を使用する事業所で選任する安全運転管理者には、運転前に、運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認することが義務付けられています。しかし、運転後に酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられていませんでした。

今年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、安全運転管理者の行うべき業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が義務化されました。その内容は、令和4年4月1日施行と令和4年10月1日施行の2通りあります。

◆令和4年4月1日施行の義務

- ① 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ② 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよいとされています。

◆令和4年 10月1日施行の義務

- ① 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと。
- ② アルコール検知器を常時有効に保持すること。

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものが含まれます。

【警察庁「安全運転管理者の業務の拡充についてポスター及びリーフレットを掲載しました。」】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/ankanleaflet.pdf>

行]

- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告[市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和3年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

編集後記

新年明けましておめでとうございます。
社会保険労務士法人 D・プロデュース
代表の越石です。

旧年中は、ひとかたならぬご厚情と温かいご指導を頂きましてありがとうございました。
2022年もお客様のご要望に少しでもお応えできるように社員一丸となってお客様のお役に立てるように尽力して参ります。

さて、昨年の状況を振り返りますと、端的に大変な一年でした。

新型コロナウイルス感染拡大からほぼ2年。
あらゆる業種の企業が非常に厳しい状況に直面したのではないのでしょうか。

業種業界によっては、企業努力だけでは、経営が立ち行かなくなる状況もあったことと思います。
昨年末からは、新たなオミクロン株の出現で混迷を増しておりますが、このような時代だからこそ、私たちは、「お客様に喜んで頂く」という基本に立ち返って地道にできることを一つずつ目の前の出来る事から取り組んでいきたいと思っています。

人事労務の支援を通じてお客様の業績向上に

役に立ち、そしてそこで必死に働く社長や社員の皆様に喜んで頂くことが私たちの喜びです。ぜひ、何でも結構ですので気になることがあれば、当社の担当に遠慮なくご相談下さい。

話は変わって、当社の取組をご報告しますと今年、寅年ですのでトラにちなんでテーマを「虎穴に入らずんば虎子を得ず（危険を避けてばかりでは大きな成果は得られない）」として活動していく予定です。

具体的には、昨年 10 月に設立した有限会社 D・プロデュースの経営を加速させます。

この新法人では、訪問介護事業、居宅支援事業、障害者グループホーム事業など介護・福祉事業を展開します。

社会保険労務士法人とのシナジーを活かしながら、アウトソーシングの幅を拡げて行く予定です。3 年を目途に新たなアウトソーシングサービスをリリース予定ですので介護・福祉事業の皆様は楽しみにしていて下さい。

同業の仲間からは、そんなに頑張っとうするの？何をしたいの？とからかわれたりしますが、個人的には、とにかく動き続ける！自分にプレッシャーをかけて頑張る！ことの連続が自分の成長とお客様の成長に繋がると信じて体力続かず走り回っていきます。応援宜しくお願い致します（笑）。

冗談は横に置いておいて新会社での新たなチャレンジとともに社労士法人として本年もさらなるサービス向上に向け、気持ちを新たに取り組んで参りますので、お気づきの点やご要望等ございましたら何なりとご指導お願い致します。

本年も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。